

議案第8号

紫波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

紫波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年紫波町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p>第8条 略</p>	<p>（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p>第8条 略</p> <p><u>（添付書類の省略）</u></p> <p><u>第9条 町の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。</u></p>
<p>（補則）</p> <p>第9条 略</p>	<p>（補則）</p> <p>第10条 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、電子情報処理組織を使用した申請において添付書類を省略することができることについて規定するとともに、併せて所要の整理をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。